

五 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号）

改正案	現行
<p>第四十八条（略）</p> <p>2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 信用金庫連合会又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十五条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）</p> <p>（有担保資金運用等に係る資金流入額）</p> <p>第六十三条（略）</p> <p>2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とし、カバード・</p>	<p>第四十八条（略）</p> <p>2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 信用金庫連合会又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十五条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）</p> <p>（有担保資金運用等に係る資金流入額）</p> <p>第六十三条（略）</p> <p>2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計</p>

ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする。()の合計額をいう。

一・二 (略)

額をいう。

一・二 (略)